

消費者庁との面談、2024. 05. 15

消費者庁

- 消費者安全課
 - 課長補佐
 - 政策企画専門職
- 表示対策課
 - 課長補佐

面談の仲介者

大河原雅子衆議院議員

香害をなくす連絡会

それでは時間になりましたので、始めたいと思います。大河原雅子議員のところは、ご連絡いただいてないんですが、今日は多分、大河原議員は参加できないかなと思います。

今日は、香害をなくす連絡会と5省庁との意見交換会ということで、前回、消費者庁さんで機材の不具合があったということで、改めて設定していただきまして、ありがとうございます。今日は音声、画像とも大丈夫そうですね。皆さんはもうチェック済みかと思います。前回ちょっと開始しかかった部分ありますので、時間も1時間しかありませんので、順にやっていきたいと思います。最初に3人の方に、こちら側は全員自己紹介していると大変なので、今日出席いただきました消費者庁の3人の方に自己紹介と部署をお話しいただいて、この香害という公害の被害者の声を先に聞いていただき、また前回も見えていただきました、主要原因である柔軟剤のマイクロカプセルの撮影をしている香害をなくす連絡会の者からの画像などを見ていただき、そして順に要望に対する答えをいただいていますけれども、進めていきたいと思います。

じゃあ先に自己紹介をお願いします。

消費者安全課 課長補佐

この意見交換に参加させていただくのは、今年で3回目になろうかと思いますので、よろしく願いいたします。

香害をなくす連絡会

部署変わられましたか。前表示課でしたでしょうか。

消費者安全課 課長補佐

いえ、私安全課で、今 2 年ちょっとおりました、3 回目ですので、部署は変わっておりません。前回は大変礼いたしました。

消費者安全課 政策企画専門職

今回初めての参加となります。よろしくお願いいたします。

表示対策課 課長補佐

家庭用品品質表示を担当しています。どうぞよろしくお願いいたします。

香害をなくす連絡会

よろしくお願いいたします。

それでは、大河原さんが参加いただいておりますが、流れがあるので、最後に、11 時半退出ということなので、退出前に声かけていただいて、一言ということで、最後にご挨拶いただきたいと思います。

それでは、最初に、他の省庁でも話していただいたんですけども、香害をなくす連絡会から、日本消費者連盟の洗剤部会所属の者から、この私たちが訴えてる香害被害について、当事者としてお話させていただきます。

香害をなくす連絡会

このような機会をありがとうございます。よろしくお願いいたします。東京都在住です。産科病棟勤務を経て通算 10 年ほど保育園看護師として、4 年ほど自治体の乳児検診で助産士として勤務しておりました。香害の被害体験としては、保育園や自治体勤務を通じての香害から、一昨年 7 月に化学物質過敏症の確定診断がつき、退職せざるを得ない状況となりました。自分が意識して使用していなくとも、他人が使用する製品で、働きたくても働けなくなるほどの症状が生じる環境は、本当に深刻な問題だと思います。幼稚園、小学校に通う子供たちや、夫が勤務から帰宅すると髪、衣類、持ち物全てに化学物質の香りをまとい、子供や夫の将来の健康への影響も心配でなりません。

小3の息子は幼稚園年長だった時、お友達の香りが強くて辛い、幼稚園に行きたくないと言って、席や荷物の場所を配慮してもらう必要が生じ、それは現在でも続いている。

ます。下の息子も、幼稚園の登園を嫌がるほどではないものの、先生やお友達の匂い強いということがあり、体調への心配から週 5 日の登園を望んでいても、させることができません。香りを使っている洗濯製品で遊べるお友達が分かれてしまうというのも、母親としてやりきれない思いです。

1 日の摂取量は食料 2kg、水 2L、空気 15kg と言われており、空気環境がいかに、特に発達途中で、化学物質の代謝能力が低いと言われる子供たちにとって重要であるかが分かると思います。しかし、マイクロカプセル技術が使用された柔軟剤や洗濯洗剤が、何の規制もないまま当たり前市販されていて、良いイメージのみの製品 CM が大量に流れていることで、それらの化学物質に少量でも繰り返し暴露することで、だれしも化学物質過敏症の発症リスクが上がる、予防が大切という観点が理解されない現状があります。

幼稚園や学校にお願いしても、個人的な配慮やお便りの配布が限界で、空気汚染や移香の状況は一向に改善されずに困っています。わずか生後 3、4 ヶ月の乳児検診の場でも、保育園の 0 歳児クラスを含めて、どのクラスでも子供たちが通ってる学校や幼稚園でも、ここ 4 年ほどで強い香りをまとってる家庭が圧倒的に増えていて、空气中に当たり前化学物質の匂いが漂っており、母親としても、一医療者としても、日本の子供たちが置かれている現状に大きな危機感を抱いております。

消費者庁の皆様、まずはマイクロカプセル技術を使用した柔軟剤、洗濯洗剤の販売を行っている大手メーカーに、香害被害者がどれだけ切実な思いを抱えて、日々苦難を強いられているか、このような生の声を繰り返し届けていただけないでしょうか。他人が使用する洗濯製品により、大人に限らず、小学生や未就学の子供であっても、香害被害から、行きたくても、園や学校に行けない児童が右肩上がりで増えている現状を真摯に受け止め、マイクロカプセル技術に触れた香害や移香の啓発ポスターやリーフレットの作成や、香害から化学物質過敏症を発症するリスクについて、広く国民に周知するなど、より踏み込んだ対応をしていただきたいと切実に願っております。どうかよろしくお願いいたします。私の話は以上となります。ありがとうございました。

香害をなくす連絡会

ありがとうございました。毎回こうして被害者の声を聞いていただいているんですけれども、一言で結構ですので、消費者庁の 3 人の方に感想いただけたらありがたいなと思います。

消費者安全課 課長補佐

ありがとうございました。私、この意見交換参加させていただくのが今回で3回目で、毎回違う方のお話を聞く機会があるんですけれども、皆さん、きっかけであるとか、実際に生活上の困っている症状、非常にお辛い状況であるということもありますし、皆さん、少しずつきっかけであったり、避けなければいけないようなものが異なっていたりされているので、私も医学的知見があるわけではないので、なかなか理解しきれない部分もあると思うんですけれども、本当に日々の生活でお辛い状況なんだなということは理解しているつもりです。はい

消費者安全課 政策企画専門職

私も今回初めて参加ということで、これまでも消費者連盟の方々からお送りいただいた資料だとか拝見させていただきましたが、実際にこういったご意見をお伺いするのは貴重で、日々の生活ご苦労なさっている方がいらっしゃるということは承知しております。

表示対策課 課長補佐

ありがとうございます。苦しんでるっていうお声の方は直接聞かさせていただいて、本当実感してるところでございます。以上です。

香害をなくす連絡会

それでは短く感想いただきましたので、次に、私たちがずっと言ってます、この因果関係が分からない、どの物質が悪さをしてるのか分からないということをやずっと厚労省、消費者庁さんなどおっしゃられてるんですが、どの成分ではなく、香り及び抗菌、消臭剤などの、そういった有害化学物質を長続きさせる技術、マイクロカプセル、これがとにかく、そういった作用を持続することによって、人体を有害に、なんていうか作用しているということで、このマイクロカプセルっていうのは、いかなるものかというのをずっと撮影し続けてる香害をなくす連絡会の者から2分か3分ぐらいで、皆さんに画像を見せてご説明しますので、よくご覧ください。お願いします。

香害をなくす連絡会

(スライドを見てもらいながら)

私はPCマイクロスコープで5年間に渡ってマイクロカプセルを数千枚撮影しています。

これから紹介する写真は近所の洗濯物やすれ違った人の衣類から飛んで来た、柔軟剤や洗剤からと思われるマイクロカプセルです。

劣化したカプセルは左から右の様に次々と自爆していき、カプセルに間違い有りません。

これはメガネ上で破裂したマイクロカプセルで膨大な数の PM2.5 が発生し私たちは吸っています。

車のフロントガラスに直射日光が当たって向こうが暗いと、カプセルはこのように見えます。一眼レフのマクロで撮影した物です。

黄砂の日にフロントガラスから SEM 用両面テープで収集して見ると、黄砂は数ヶ所のみで、気持ちの悪い程のカプセルが見えます。

カプセルが黄砂を核として取り込んでいます。

スマホでもマクロモードでこの程度に撮影出来ます。

スーパーの地元野菜コーナーで買った菜花を見ると、左の様にカプセルが多数付着しています。

すれ違った人の衣類から飛んだ繊維を見るとマイクロカプセルだらけです。

移香で柔軟剤臭くなったTシャツから食品用ラップにこぼれ落ちた破裂カプセルで中身が見えます。

スポーツジムから妻が帰ってくると猛烈に柔軟剤臭く、3m 位に近づくと咳や頭痛になり気持ち悪くなります。

この為、帰ったら玄関で着替えて貰っていますが、それでも体の臭いは消えません。髪の毛を 1,000 倍で撮影すると、この様に原形を留めたマイクロカプセルが見えました。

こちらは 400 倍の画像で、破裂したマイクロカプセルの破片が点々と付着しています。髪の毛が柔軟剤臭くなっています。

これらカプセルを吸い込んでいるので、鼻毛を撮影してみると PM2.5 サイズのカプセルが多数見られます。

左は人の多い沼に白鳥の撮影に行った時メガネに付着したマイクロカプセルです。レンズクリーナーで拭いても右の様にしみ出した油分は取れますがカプセル自体は取れません。

お湯で洗ったり、キムワイプで拭いても取れませんでした。

このカプセルの変化を監視していると、約 3 か月後にこの様に突然崩壊が始まり、数 μm 以下の極小カプセルを放出し始めました。

この大きさのカプセルは無風状態では大気中に 1 日以上も浮遊し、私たちが知らない間に吸い込んで肺に入ったり目に入ったりしています。

まとめると、

本来香りを出す機能のマイクロカプセルが繊維を離れ、劣化して破裂しながら中身の香料や PM2.5 カプセルを放出し、我々は吸い込んでいる。

また食物や身の回りの物に付着して取れない。

これらの確認には、カプセルの破壊や経時劣化による自爆といった私たちが被害に遭っている状況を反映した試験が必要です。

以上で終わります。ありがとうございます。

香害をなくす連絡会

ありがとうございました。3 ヶ月経って、またそれが破裂して、中から細かいマイクロカプセルが出てくるという、その時限爆弾っていう表現がありましたけど、私もこれを見て本当びっくりしまして、そのような仕掛けで、いわゆる香りが長続きするというあの宣伝をしていて、特許などを各メーカーが取って、こういったことをしているということで、被害者が爆発的に増えてしまったというその構造を、今解明したわけです。これは、被害者が出てる被害者だけの問題ではなく、今は健康である人たちもほとんどこれを吸い込んでるっていう事実、本当に眼鏡から鼻毛から体の中まで、透視できませんけど、肺からいろんなところにも入り込んでるっていう重大な問題なんですよ。ですので、これご覧になって、かなり写真も年々進化していて、相当 3 ヶ月経って、爆発したという、それはもう本当私も初めて見てびっくりしましたが、実際にこれを見ての感想も 3 人の方に伺いたいなと思います。今まで、個別の事情が違うとか、人によって症状が違うとか、色々皆さんおっしゃるんですけども、これ万人がみんな吸い込んでるよっていう証拠ですよ。いかがでしょうか。

消費者安全課 課長補佐

ありがとうございました。今回また写真で見せていただいて、前回、前々回見せていただいたものよりまた写真の精度が上がってるような印象は受けております。すみません、私はこの写真をどういう風に、科学的に理解したらいいのかっていう知見は必ずしもないですけれども、空気中に飛んでいるものを撮影されたものということで、ビジュアルで見ることができて、非常に参考になったと思っています。

香害をなくす連絡会

これ課長補佐も吸い込んでるんですね。

消費者安全課 課長補佐

そういうことですね。

香害をなくす連絡会

だから決して体にいいものとは思いませんし、3ヶ月经って、付着したものが、またさらに破裂して、直接体に入ってっちゃうってことです。過敏症の方だけが、かわいそうだから対策してあげなきゃって話では全然ないってことなんですよ。私たちが言いたいことは、より多く、子供たちの問題も、今非常にクローズアップされてますけども、これは大勢の教室の中でみんなが吸っていると。皆さんのお子さんも吸ってる可能性が高いですね。それについて、どういう風に消費者として考えるのかってものを伺いたいんですが、どうですかね。

消費者安全課 課長補佐

なかなか私の立場から、立ち入った??こと申し上げにくい面もどうしてもあるんですけども、各省庁もおそらく回答している通り、なかなかこの科学的に解明されてない部分がある中で、当事者の皆さんから頂いた、特に消費者生活相談等にいただいた、お声については、各省にも共有させていただいております、相談のキャンペーンなどもされていると承知してますけども、そういうところで、お寄せいただいたもの、件数も、中の事例も含めて、各省にはお伝え??させていただいているところです。

ご自身が症状が出てお困りだということに加えて、お子さんであるとか、家族にもそういう害が及ぶんじゃないかということ、先ほど被害者の方の話にもありましたけれども、そういうご懸念をされているということを理解はしていることです。

香害をなくす連絡会

私たちが言いたいのは、今症状出てる人の問題じゃないんだよってということが、最も強く言いたいところなんです。ですので、今出てなくても、いつ発症するか分からない

という、それだけの有害化学物質が体に入ってきてるっていう、ある意味、証拠と言いますか、それをご覧いただいたっていうことなんですけれども。

それでは、次、要望書に対する回答をいただいておりますので、香害をなくす連絡会の者に譲る前に、一言私伺いたいんですが、私この香害をなくす活動始めて、2017年に110番やりまして、真っ先に消費者庁、やはり消費者運動ですので、消費者の声を聞いてくれるのは消費者庁だろうということで、真先に行きました。で、その時は、ものすごい10人ぐらい消費者庁の人がずらっと並んで、オンラインじゃなかったんで、香害、聞いたことないねって感じの態度だったんですよ。そんなもの知らねえよって感じだったんですけど、それで、香りを好む人の趣味とか、そういう自由も保証しなきゃいけないしとかって言われちゃって、のけぞったわけなんですけれども、毎年毎年被害実態を伝えたりするうちに、徐々に消費者庁さんの考えも変わってきて、やはり被害をどうにかしなくちゃいけないっていう風に、これ消費者庁以外の省庁もそういう風に答えていただけるようになり、ポスターも2つ作っていただいて、私たちはまだ3つ目のきちんと改訂したものを作っていただきたいんですけれども、やはり消費者団体ですので、消費者庁に1番期待するわけですが、今の段階で、あれから7年経ちまして、ポスターはできて、啓発活動は一定進んだんですけれども、やはり根本的な解決に全然進まないわけです。柔軟剤の表示1つそうですし、私たちは調べて欲しいということもそうですし、そういったことを、7年経ってみて、消費者庁としてはどう受け止めてらっしゃるのかっていうのを、課長補佐ばかりで申し訳ないんですけども、お答えいただけたらなと。そして今日は何か1つでも、お話しする中で、回答はほとんど前進ないんですけども、少しは前進して欲しいなという気持ちで望んでますので、その辺についてお考えを伺えたらなと思います。

消費者安全課 課長補佐

今、ちょっと厳しいご指摘いただいてしまいましたけれども、我々行政としても、お困りの方がいることは理解していて、それを解決したくないと言ってるわけではもちろんなくて、その原因が究明されたり、解決の方法が見えてくれば、対応できることもあると思うんですけれども、なかなか研究も進んでいない今、少しずつ進んでいるという風には、私も研究成果等は拝見しているんですけれども、そういう中で、消費者庁としてできることとして、まず啓発ポスターの方を最初に作らせていただいて、そのポスターについても、様々ご意見いただいて、一度改訂もさせていただいてるようなところです。啓発の輪と言いますか、広がりも少しずつまあ広がっているようでして、ポスターについても、いろんなところで使わせて欲しいというようなお声も寄せられるようになってきているところですので、この問題が、こういう困ってる方がいるということは、広く理解されつつあるのかなという風には思います。あとは、厚労省の方から回答があったと

思うんですけれども、今まさにご要望書の中でも言及していただいた坂部先生など、研究を進めておられる先生方がいらっしゃいますので、もう少し研究が進めば、また我々の周知・啓発の中で言えることも増えるかもしれませんし、他の省庁で対応できることも増えるかもしれないんですけれども、なかなか我々もお困りの方がいるという声を直接消費者の方から消費生活相談としていただいている立場ですので、そういう声がある中で、どういうことが対応??できるのかっていうのは、日々悩みながら対応しているというのが正直なところなんです。

香害をなくす連絡会

特定の成分を、禁止とか規制するのは簡単ではないのは、それは分かりませんし、特定成分ではないように、複合要因ではないかと私考えてるんですが、この 10 年の被害は、特定製法であることは間違いのないわけです。つまり香り長続き、香り及び抗菌・消臭などの、メーカーが有効成分と言ってるものを、長続きさせるという技術の導入によって、被害が拡大しているってことはもう間違いのないわけです。その長続き製法をやめてほしいっていうオンライン署名を集めて、メーカー3社に、この度1万近く集めて提出したんですけれども、受け取り拒否の P&G Japan 社とか、私たちに真摯に向き合わないというところがあって、やっぱり消費者庁さんにはそういうメーカーに対して、ものを言ってほしいし、あとやっぱり、せめて、長続き製法やめてほしいと、さっき見せたような時限爆弾、3ヶ月経ってまた破裂するような、そういう仕組みっていうのは犯罪的だと思うんですね、私。だからそういうところでもう見えてる、分かっていることがあるので、そこで手を打ってほしいなと、あの紅麴なんかは、死人が出たって言って急性障害が出たっていうことで、すぐ動いてらっしゃいますけど、厚労省も、消費者庁も、私たちじわじわと殺されてるというか、そういう実態なので、そこは本当に、真剣に取り組んでいただきたいなと思います。

私の話長くなって申し訳ありません。じゃあ残りお願いいたします。

香害をなくす連絡会

資料を共有させていただきたいと思います。それでは、初めましてというか、前回ちょっと冒頭だけご挨拶はしたんですが、香害をなくす連絡会に加わらせていただいております、元々は環境社会学の研究者でございました。よろしくをお願いいたします。

ここからは、時間もあまりありませんが、要望書に対するご回答を、消費者庁の方に繰り返していただくことになるかもしれませんが、お願いしたいと思っております。要望の1番といたしまして、柔軟剤を家庭用品品質表示法の指定品目にし、とりわけ香料については、EUの香料アレルギー表示、この資料は今回つけておりませんが、

質問書差し上げた時につけておいたものですが、に順じた表示を義務化してください。EU はアレルゲンとなる 26 の香料について表示するように義務化しているとのことでもあります。理由といたしましては家庭用品品質表示法の表示を義務づける家庭用品の要件は、同法 2 条 1 項 におきまして、一般消費者がその購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつその品質を識別することが特に必要であると認められるものとなっています。ところが、同法が制定されたのは、まだ柔軟剤が発売されたばかりの 1962 年、昭和 37 年、この年は合成洗剤を誤飲して、死亡してしまう方が出たということで、合成洗剤が安全性が非常に問題になった年でもございましたが、資料 4、ここにはございませんが、ここ 20 年前後で、柔軟剤の消費量が急増し、香害を訴える方の増大もあり、消費者がそれらの成分や品質を識別する必要性は著しく高まっていると考えられるので、こういうお願いをしたわけでございます。それに対する回答がここにございますが、消費者庁の方から、これについての回答というのをもう 1 度お願いしてもよろしゅうございましょうか。

表示対策課 課長補佐

回答といたしましては、ここに記載の通りでございますが、ご説明あった中で、販売量の量の多い少ないとかではなくて、ここに書いてあります通り、購入の際に識別することが著しく困難であり、その品質を識別すること、特に必要であるものが指定するところでございます。柔軟剤については、著しく困難であるものと捉えませんので、該当するものとされておりませんということでございます。

香害をなくす連絡会

ありがとうございました。それではそれについて、私ども納得いたしかねるところがございますので、それについてもう少し説明させていただきたいと存じます。これは、消費者庁さんと経産省さんの連名で出されております、品質表示法のパンフレットから引用させていただいたんですが、第 2 条のところ、今ほど言いました、その識別のことが書いてございますが、その下に、その趣旨のようなことで、本法の対象となる家庭用品は、通常生活の用に供する商品で、品質に関する表示が十分でないために、消費者の利益が害されており、または将来害されることが予想される商品であって、消費者保護を図る必要性の強いもののうち、なんとかなんとかってというような部分を書いてございます。それで、この中には、色々な、その下にある繊維製品、合成樹脂製品、電気機器とか、合成洗剤なんか、雑貨工業品に入れられて、おそらく柔軟剤もここに入ると思うんですが、例えば、繊維製品の中に、足袋だとか羽織りだとか帯だとか、法律ができた時には、一定程度おられたかもしれませんが、あまりその、まだからと言っても、それ外せって言うわけじゃないんですけれども、そういうものも含まれておりますので、それに比較して言いますと、2010 年代ぐらいから、かなり柔

軟剤の生産っていうのが増大してまいりまして、これは生産量とは関係ないと今お話だったわけですが、一般消費者で、7割8割の方が使うようになり、かつ問題なのは、その後半にありましたように、国民生活センターへの相談件数が、平成25年ぐらいから増大しているという事実がございます。それで、私も環境社会学の研究者として、この問題調べておりますと、もちろんその症状ってのは基本的にあるわけですが、なかなか他人に理解してもらいにくい症状だもんですが、なんでこんなもので、香料ごときで、体動かなくなったり、思考ができなくなったりするのかみたいなことで、職場だとか学校だとか家庭で、やはり非常に、人間関係にトラブルが出たり、社会的に排除されてしまうような状況になってるというのが、問題だということは、私研究者としてやってきたんですが、そういう被害が出ているということで、やはりどういうものが、成分が入ってるのかっていうのは、識別する上で必要なんじゃないかという風に考えた次第でございます。

これは一般の雑誌なんです、通販雑誌なんです、洗濯で柔軟剤を使用してる方が7割ぐらいで、ところが、香りが気になることがあるっていうのが、半分以上おられて、2/3ぐらいですかねえ。苦手ですという方も、3割ちょっといらっしゃるというような状況が、一般の雑誌にございます。その一方で、合成洗剤ってのは指定品目になっておまして、それが具体的にどういう中身かということが示されてるわけですが、近年、このPRTRのデータ見ますと、家庭から出る有害物質の中で、合成洗剤って全体の6割以上で多いんですけども、その中で、昔からあったこのLASという合成洗剤とAEという合成洗剤が、近年逆転しまして、AEのが増えてるんです。どちらにしても、無害なものではないから、ここに出るわけですが、従来一般的にあった手荒れなどの被害が顕著なLASからよりマイルドなAEへの転換が進みつつあるというのは、近年の傾向でございます。これは、私どもの研究者仲間の中地重晴教授が作ってくれたデータですけども、LAS(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸)が、漸次減少しておまして、AEが増えてるというような状況がお分かりいただけるかと思います。これが直接品質表示をした結果かどうかってのは、直接は言えないわけですが、こういった形で、香料、どんなものが入ってるとか、あるいは抗菌・消臭剤、どんなものが入ってるかっていうのを、表示していただくことが、おそらくは、こういう形になって、消費者の選択の用に供することができるのではないかというような側面を考えております。

それで、もしありましたらまた最後に消費者庁さんの方から、これに関して、もしご意見あればおっしゃっていただければと思いますが、時間もないので、次の要望に移らせていただきます。

香害をなくす連絡会

消費者庁さんにお答えいただく時間はなるべく取った方がいいのかなと思って、今の
ことについて、言っぱなしではないので、消費者庁さんに一言お願いします。なるべく、
お話しいただく時間をたくさん取った方がいいと思います。

表示対策課 課長補佐

ありがとうございます。繰り返し恐縮でございますが、販売量の、先ほどご紹介いた
きました足袋とか羽織りとか帯とか、そういうものは少ないかもしれませんが、
品質の識別困難なものということで、指定してるところでございますので、柔軟剤につ
いては識別することは、特に困難というものではないということでございます。それとあと、
PRTR、こういうデータ、非常に興味深い数字でございますが、ポリオキシエチレンア
ルキルエーテル(AE)は増えていて、マイルドなAEが増えていて、直鎖アルキルベン
ゼンスルホン酸(LAS)の方が少なくなってるっていうところは、非常にデータとしては
興味深いものだと思います。以上です。

香害をなくす連絡会

ありがとうございます。そんなことで、もし消費者側も、そういう香料だとか、消臭・抗
菌剤だとか、分かれば少しは、識別して選択する余地もできるのではないかなという
ように思った次第でございます。ご一考いただければと思っております。

要望の2番目としては、厚労省とも連携して、GHSマーク、これは化学品の世界的な
共通分類ラベリングを、家庭用品にも表示するように進めていただきたいということで、
その理由としては、家庭用品規制法の改訂にあたり、有害化学物質の指定に、GHS
分類を用いる予定とのことです。これまでは業務用等に限られていたGHSマー
クを、家庭用品にも表示していただくのが適切であると考えます。もう説明必要ないか
と思っておりますが、このように、非常に急性毒性の高いもの1から3までのものが、どくろ
マークで、それからその次のレベルだとか、このびっくりマークになりまして、それ以
外の発がん性、生殖毒性だとかといったものが、この胸から光が出るようなマークに
なっております。その他、引火性だとか爆発性だとかもあるわけですが、これを
例えば、日本でも、タンクローリーなんかで後ろに「毒」だとか漢字で書いてあるものもあ
りますが、漢字だと外国の方読めないこともありますので、どのぐらいの毒性かという
ことを、世界標準のこのマークをつけるというのを、これ国連の勧告で2002年でした
か2006年でしたか、ちょっと忘れてしまいましたが、勧告がなされてるわけですが、
これ環境省さんのパンフレットでございます。先にちょっと進ませていただくと、これは
本来、消費家庭用品全般につけることを年頭において勧告されたものでしたけれども、
現在日本では、バルキーなもの、工場で使うようなドラム缶とか一斗缶とか大きいも

のにはついてるんですけども、それぞれのお店で売られてるような商品にはつけられておりませんので、そこまで拡大していただきたいということで、お願いしたわけですが、これが環境省さんがお作りになったパンフレットでございます。2013年のものでございます。その回答として、ここに掲げてありますが、これについて、その回答の方を、繰り返しになりますがお願いできればと思います。

表示対策課 課長補佐

ここに記載している通りでございます、繰り返しで本当恐縮ですけども、識別が困難なものを指定してるということでございます。GHSについては、重要性については十分承知はしておりますけれども、化学品の試験有害性に関する情報について、それを扱うために、扱う人々に伝達するための表示という風に理解しております、家庭用品表示法の趣旨とは異なるものと考えてございます。以上です。

香害をなくす連絡会

ありがとうございました。私どもといたしましては、これもやはりその識別の時に有用なのではないかなという風に考えまして、お願いした次第です。それから、例えば昨今、もちろん色々注意表示っていうのが、自主的な表示として付けられてる場合も多いんですが、例えば目に入ったら、どうこうしてくださいとか、ついてる場合も多いと思うんですが、国際的に流通しておりますので、例えばインバウンドで、日本で買われた方が、こういうマークがついてれば、どの程度の毒性かってのは分かりますし、逆もまたわかりだと思えます。ということで、経済のグローバル化に伴っても、これが必要性が認識されていますので、これもご検討していただければと思います。

では次に参ります。要望3と要望4、まとめてやってしまってもいいかな、時間もないので、と思いますが、先ほどのマイクロカプセルの写真の説明でもありましたように、要望3といたしまして、徐放作用のある長続き製法であるマイクロカプセル類を、家庭用品に配合する問題点について、情報提供を行うとともに、微粒子としての吸入リスクも、周知してください。理由：国民生活センター発表の柔軟仕上げ剤の匂いに関する情報提供 2020年においては、一定レベルの香りが長い時間環境中に存在し続けることになるマイクロカプセル香料の製品への配合について、専門家が懸念を示しています。坂部貢医師は自身の講演で繰り返し香りを吸うことを問題視しています。マイクロカプセルが長期間残留拡散することにより、食品などへの他の商品、配達された物品、他人の衣類などに移香することも大きな問題です。

これにつきまして、例えばこれは、ラーメンやなんかの業者さんの団体だと思えますが、日本即席食品工業協会というところが、インスタントラーメンを、防虫剤、殺虫剤、

洗剤、芳香剤、化粧品等、香りの強いもののそばに置くと、それらの香りが移ることがあるため、その注意書きを、このような状況でつけることを、業者さんに推奨してはるんですが、香害というのは、B to C の問題、消費者に対する問題ですけども、こういう B to B、品目同士の間で、移香のような被害が起こってしまうこともあるではないかということとですね。

それから、4 もまとめてでいいですか。

香害をなくす連絡会

ちょっとこちらの説明が長すぎるので、もうちょっと短くして、お話を伺いたいので、消費者庁の方に、読み上げはなしにして、質問をされた方が、ちょっと時間ももうないですし。

香害をなくす連絡会

そうですね。はい、わかりました。要望 4 もまとめてやっちゃっていいですか。

香害をなくす連絡会

はい、他の方にもちょっと時間を保証したいので。

香害をなくす連絡会

はい、わかりました。要望 4 は、やはり同じくマイクロプラスチック、マイクロカプセルの規制なんですけど、欧州委員会はその REACH 規制に基づいて、マイクロプラスチックを制限する措置を採択しました。その中には、意図的に添加された、マイクロカプセルのようなマイクロプラスチックも含まれますということでございます。すいません、私の話が長くなってしましまして。これに対する回答をまずいただけますでしょうか。

消費者安全課 課長補佐

まずご要望 3 ですけれども、ここに記載の通りにはなってしまうんですけども、マイクロカプセルについては、環境省の方で、環境影響の研究がされておまして、また身体への影響については、厚生労働省の方で、獨協大学の小橋先生の研究チームですかね、先ほどの先生も一緒に研究されておられると思うんですけども、研究が進められているところです。当事者の方からすれば、なかなか原因が解明されないということで、いろんな思いがあると思うんですけども、少しずつ研究が進められていると承知しておりますので、各省からそういう最新の知見も共有していただきながら、我々の方でも情報提供の内容を、アップデートしていくということは、努めていくということを考えております。

要望 4 のところですが、消費者庁の方では、欧州の REACH 規則に相当する法律所管しておりません、ここは大変申し訳ないんですけれども、所管省庁の方にお尋ねいただきたいということで回答させていただいているところでございます。

香害をなくす連絡会

ありがとうございました。何か補足していただくことがありますでしょうか。

香害をなくす連絡会

移香マークに関してなんですけれども、なぜこういったものが、インスタントラーメンにつけられるようになったかということなんですけれども、2008 年に、神奈川の方が、カップヌードルを食べたら、嘔吐してしまったということで、日清食品グループが調べたら、ラーメンの近くに防虫剤を置いていたら、ラーメンから微量のパラジクロロベンゼンが検出されたということを受けて、こういった移香マークがつけられるようになったということなんです。つい最近にも、家の集合住宅の下から柔軟剤の香りが上がってくるということで、それを伝えただけでも、大したことはないと言われてしまったので、実験的にカップ麺を 2 ヶ月間シンクのところに置いておいたら、柔軟剤の匂いが、容器からフローラルな香料臭が検出されたという調査結果が出たということがありました。一応画像もあるんですけども、共有すると時間がかかってしまいますが、

香害をなくす連絡会

共有、一応共同ホストにはしましたけど。

香害をなくす連絡会

じゃあ、共有させてもらいます。これが、その移香事件のことがホームページで載っているものです。これが、シンク下から、カップ容器から香り移ることが示されたものです。このようにリナロールという成分が検出されたり、メントールとか、シトロネロールとか、ゲラニオールといった香料成分が検出されたということで、自分は使っていないのに、下の家の人が使っている匂いがカップ麺の容器に付着することが分かっているということですね。この香り移るといって日清のカップ麺の問題が発覚したのが、2008 年の 10 月頃で、まだこの頃はマイクロカプセル製法や、ダウニーなどが日本に入ってきていない頃なんですけれども、現在はこのマイクロカプセルによって、さらにすごいことになっているということで、スーパーマーケットの業界誌も、「香りから食を守る」という特集記事を出して、お客さんの衣類から食品に香り移ってしまうことを示しています。それから、市民団体がこういった香り移る実証実験を実施したことが週刊誌で特集されたりもしています。そこで、消費者庁さんをお願いしたいのは、そ

ういったラーメンのマークのように、移香注意喚起マークというのを独自に作ったりして、消費者に注意喚起を行ってほしいということをお願いしたいんですね。環境省が調べているからとか、厚労省の健康被害という問題ではなくて、消費者問題として、表示の問題ということも合わせて考えていただきたいということです。

要するに、消費者問題なんだと、香りが移ってしまうんだと。いろんなものに、被害者の方の最初のお話とかも聞いていただいたら分かると思うんですけども、幼稚園に行くと、子供さんがみんなが使ってる服から移ってしまう、髪の毛にもついてしまうというのは、先ほどのマイクロカプセルの画像見ていただくと分かると思うんですけども、とにかくいろんなものに移ってしまうことが、すごく問題だということなんですね。ここを分かってもらいたいなと思います。

香害をなくす連絡会

そうですね、移ってノリのようにくっついて離れないという、あの眼鏡なんかすぐ拭いたら取れそうなものですけど、それが拭いても拭いても取れないとか、それは本当何ヶ月もなんて、まだまだ知られてないことなのかなと思いますけど。どうですか、要望 3 と 4 で、今のお話の移香問題について、消費者問題として対処して欲しいという。

消費者安全課 課長補佐

皆さんが移香の問題をいわゆる移香と言って、とり上げておられることは承知しております。またこのいわゆる香害の問題の非常に難しいところが、やはりご本人が柔軟剤であるとかそういう香りの強い製品を避けているというだけでは、なかなか回避しきれなくて、やはり周囲の方が使っているということで、被害を受けてしまうところがこの問題のすごく難しいところなのかなという風に思っています。またご自身がいろんな症状を発生して困っていても、なかなかその相手に理解してもらえないということも辛いところなのかなという風に理解してしまして、そういう中では、香りに配慮をする必要があるっていうことを周知していくっていうことが、理解の促進であったり、問題の解決の支援に繋がっていくのかなという風には思っています。ただ、ちょっと、我々、香りが移るということについて、それを評価する知見を持っていないので、一般的な経験則として、香りって移りますよねということは、もちろん理解はしてるんですけども、どのくらい移って、それがどういう危険性があるかということは、なかなかちょっと立ち入ってコメントできないので、申し訳ないんですけども、その周りの方への配慮の中には、そういう香りをご自身だけではなくて、周りに影響を与えるということも含めて、配慮してくださいという意味が込められていますので、そういう啓発の中で、さらに広く配慮を求めるような周知・啓発を行っていくということなのかなという風に思っております。

香害をなくす連絡会

国民生活センターさんとも協力をして、きちんと調査をしてもらいたいというのも、国民生活センターの方には、要望を出しているんですけども、周知と言っても、「もの」に香りが移ってしまうということは、まだ調査されていないんじゃないかと思うんですよね。移香注意マークみたいなものを、業界全体で作るとか、そういう方向も検討いただきたいと思います。いかがですか。

香害をなくす連絡会

これは体調不良を起こすという以前の問題で、食べ物に移ってしまったら、もう食べられなくなってしまうというのは、過敏症じゃない人たちも多く経験していることなんですよね。結果として、体調の方で悪化するってことがあるんですけども、それ以前の問題で、広く多くの人困っているの、業界が、麺類なんかはだから気をつけましょうと、自分たちのせいじゃありませんよと、他の製品を作ってるメーカー及びそれを近くに置いてる消費者が悪いんだということで、移香注意ってマークつけて、エクスキューズ出してるわけですけども、本来はそういう移香をしてしまうようなメーカーの方を規制すべきなんですけども、それが簡単でないんであれば、そういったものをそもそも食べ物のそばに置かないだとか、食べ物以外でも被害はいっぱい出てるんですけども、移香について注意を喚起するということは、消費者庁でできないでしょうか。

消費者安全課 課長補佐

そうですね、国民生活センターの方から、おそらくその実験に関するご要望を、消費者連盟の方からされていて、(←誤解。カナリア・ネットワーク全国の行ったことです。) 実験に関する回答あったかと思うんですけども、その移香について、客観的にそれを評価することができていない中で、移香が人の生命、身体に影響を与えますということを、我々の方ではなかなか言えないところがあるので、そこはすいません、そこはご理解いただければと思うんですけども、繰り返しになってしまうんですけども、香りへの配慮を求めるという中には、ご自身が使ってるもので、周りの人に影響を与えるってことを、含意していますので、そういう啓発の中で、配慮をしていただけるように、我々としても取り組みを進めていくということが、今できることとしては、皆さんからするとなかなか不十分だというご指摘があると思うんですけども、なのかなと思っています。

香害をなくす連絡会

時間がないので、あと要望 5、6 とサクサクと行きたいんですけども、お願いしていいですか。

香害をなくす連絡会

それではもう1度戻ります。何せ、かなり時間迫って、あと5分もないので、ここはもう読み上げませんが、5省庁連名のポスターで、さらに連携図っていただきたいということと、それから特に、障害者差別解消法の改正がありましたので、香害を患ってる方に対する配慮も、その中に含まれるということで、そうした今後のことについて、ご回答も既にいただいておりますが、ご説明いただければと思います。

消費者安全課 課長補佐

要望5ですけれども、会議(香害問題への対処、解決を目的として、消費者庁が取りまとめ官庁として関係5省庁の連絡会議を定期的を開催)の公開については、すいませんが、担当者同士で、どういう取り組みを行っているか、また今後の動向についての意見交換を行う場なので、それ自体の公開は予定していませんけれども、このポスターも含めて、あとは先ほど申し上げた通り、最新の研究の状況とかも、共有しながらやっていますので、そこは引き続き連携して対応していきたいと思っております。

香害をなくす連絡会

すいません、今の5省庁連絡会議ってのは、この1年で何回ぐらい開かれてるんですか。

消費者安全課 課長補佐

年何回開催すると決めてるわけではないんですけれども、もう年度かわったので、昨年度にも一度開催していますし、それ以外にも、何か動向があれば、必要に応じて会議参加メンバーには、情報共有はそれぞれしているところです。

香害をなくす連絡会

去年のあれっていうのは、ポスターの改訂で、去年1回開いたっていうのは。

消費者安全課 課長補佐

改訂の時にも、会議のメンバーに表示して作成はしているんですけども、会議自体は3月に開催してますので、ポスターの改訂後ですね。最新の状況また会議を行っているというところです。

香害をなくす連絡会

おもに、やっぱりポスターについてが多いつてことですか。

消費者安全課 課長補佐

いや、当庁からは、生活相談の最新の状況を表示させていただいてますし、ポスター改訂しましたけれども、改訂前には、ポスターについて、どういう意見が寄せられてるかみたいなことも、共有はしているところです。また環境省ですとか、厚生労働省の方からは、研究で判明してる最新の科学的知見について、フィードバックいただいたり、あとは、経済産業省の方からは業界の取り組みの最新の状況について共有いただくということも行っています。

香害をなくす連絡会

その中で、新しい情報っていうのはないんですかね。何か進展というか。

消費者安全課 課長補佐

そうですね、この件で進められている研究の報告書は、今はすでに公表されていると思うんですけども、その中で厚生労働省の方からは、小橋先生や坂部先生の研究で、神経の感作によって、いろんな身体症状が起きてるんじゃないかという研究が、今進められているというような情報は頂いているところです。

香害をなくす連絡会

直近はいつ開かれるんですか。

消費者安全課 課長補佐

先々月開催したばかりなので、直近にすぐという予定は、今のところないんですけども、動きがあれば、会議を開催するしないに関わらず、情報共有は行うことをしています。

香害をなくす連絡会

はい、分かりました。

あと要望、ちょっと時間もないので、私の方で進めさせていただきます。要望 6 は、ポスター、この 2 回作っていただいたんですけど、どうしても、この香りさえなければいいんじゃないかっていう誤解を産んでいるということで、学校なども貼られていて、無香料ならいいんでしょと、香り付きじゃないのに変えたのにまだ文句があんのかみたいなこと言われちゃったっていう、香り以外にも、最近では香りに変わるトレンドとして、抗菌・消臭剤が、マイクロカプセルに詰められて、それが長続きするんだっていうテレビ CM でも宣伝したり、またはその抗菌・消臭成分じゃなくても、なんらかの長続き製

法が使われているだとか、それからその柔軟剤だとか、消臭剤そのものが、やはり体に良くないものですので、なんて言うのか、香りさえなければいいみたいに捉えられて、逆にものと言えなくなってしまった被害者の声とかを聞いてるんですよね。そもそも、やはり、本当は製品自体規制して欲しいわけですがそれが簡単でないのであれば、学校だとか、そういう公共の場に、柔軟剤を使った服を着て来ないで欲しいわけなので、基本的にはその香りするもの、抗菌・消臭剤を使ってるようなものを使うのやめましょうっていう、そういうポスターにしていきたい、そうじゃないと、結局は被害者の被害が、全然改善されないという実態が浮き彫りになってきたんですよね。なので、6番目の要望は、私たちに、さらにヒアリングを進めていただいて、3つ目のポスター是非作っていただきたいんですが、いかがでしょうか。

消費者安全課 課長補佐

我々も、そのいわゆる香害として、意見交換させていただいてますけども、当事者の方の訴えの中で、化学物質過敏症というお話もありましたし、それが香りの問題なのか化学物質の問題なのかっていうのは、ちょっと我々それは診断する知見はないわけなんですけれども、今まさに進められている研究っていうのは、香りに必ずしも限らず、微量の化学物質に暴露されるような刺激によって、様々な身体症状が起こるといって研究がされていますので、もしそれが柔軟剤特有の、含まれる何か物質に原因があるみたいなのが分かれば、それは柔軟剤の問題ということになるかもしれませんし、そうじゃなくて、先ほどおっしゃったような、抗菌・消毒剤とか、より広く使われている、正に使われている材料の問題ということなら、また別の観点になるかと思うんですけども、そこもやはり説明が進むにつれて、対応が検討されていくということだと思います。

ポスターについては、昨年改訂したばかりですけども、様々のご意見をいただいて、また増刷したり、版を変えるということになった際には、ご意見の反映もできるようには務めていくつもりではあります。

香害をなくす連絡会

ちょっと誤解があるかなと思うのは、香りと化学物質っておっしゃるんですが、香りも有害な化学物質になりうるというか、化学物質そのものですし、香りの中にも、有害という風に EU なんかでも言われてるものがたくさん入ってるってことで、香りそのものも、もちろん有害化学物質であると同時に、香りだけが問題じゃないっていう、その認識が、なかなか、省庁の皆さんの中でも、共有できていないところが、前に進みづらいところなのかなと。ですので、広く言うと、もちろん香害っていうのは、なぜここまで問題になったかって言うと、さっきから何度も言ってるように、香りに代表される有効

成分が、長続きをするというこの製法の導入によって、被害が見える化したわけですが、見える化がなかったとしても、その有害化学物質における被害を被って、化学物質過敏症になったという人は大勢いるわけで、その全般について、ポスターでは、やっぱり有害となるような化学物質全般を減らしていきましょう、日用品からそういう化学物質を減らしていきましょう、っていうことに本質的にはいかないと、やっぱり、この被害者は減らないどころか、増えていくんですよ。その構造の問題を、是非理解していただきたいなど、もちろん香害という言葉によって見える化したんですけども、その背後に何があるのかっていう、その有害化学物質全般が、日用品に広まってるってこと自体が問題だっていうことを、理解して欲しいなと思うんですが、いかがですか。

消費者安全課 課長補佐

当事者の方から、様々なお声いただいている中で、化学物質過敏症の問題として訴えておられる方がいるということは理解しています。一方で、化学物質の問題なのか、人間の嗅覚を通じた、純粹に香りの問題なのかということが、すいません、分からないばかり言っていてなかなか申し訳ないんですけども、分からない中で、この香害の問題については、まさに香りをきっかけに、様々な症状を訴えておられる方が多いということで、香りへの配慮を求めるポスターを作成させていただいていますので、何か化学物質過敏症の啓発そのものということになると、それこそ、まさにその診断基準を確立するための研究を、まさに厚労省の方に進めていただくとか、そういう話になってきてしまって、病気であるとか、症状そのものになってくると、我々の方は、なかなか啓発が難しい面もあるのかなとは思っています。我々はあくまで、この香りも1つのきっかけにすぎないということが、もし解明されれば、そういうことなのかもしれないんですけども、現時点で我々が周知啓発しているというのは、香りへの配慮を求めていくという点で、できる限りのことを今やっているというような状況です。

香害をなくす連絡会

過敏症という診断がくだらないまでも、有害化学物質まみれの教室で、子供たちが学習をしているという環境そのものが、また大人も含めて、そういう空気環境で、この社会で生活してるってこと自体が、やっぱり問題なんです。その本質を理解してほしいなっていうことなんですよ。

香害をなくす連絡会

柔軟剤は識別が困難ではないという話を何度も繰り返されたんですけども、マイクロカプセルを使っているかどうかの識別は、すごく困難なんですよ。何にも書いてないんですよ。なので、それを識別できるようにしてもらいたいと思うのと、あと先ほど

GHS マークも、識別が困難じゃないからつけないみたいな話でしたけれども、柔軟剤に実は GHS マークがつけられているんですけれど。どのマークがつけられてるかご存知ですか。分からないですよ。私たちは知ってるんですけれど、9種類のうちのどのマークが柔軟剤についてるか。

表示対策課 課長補佐

柔軟剤に、どのマークが、どの製品につけられてるかってのはちょっと承知はしていません。

香害をなくす連絡会

やっぱり困難ですよ。非常に識別が困難、実は人体に有害、、

表示対策課 課長補佐

申し上げますと、消費者が商品を選びやすいように、表示してもらおうということでございますので、

香害をなくす連絡会

だから選びにくいように、有害マークがつけられるのはまずいってことなんじゃないかね。要するに、識別じゃなくて、私たちが言ってるのは、毒性が分かるマークをつけるようにしてほしいということ言ってるのに、なぜか識別の問題になってしまうから、おかしいなと思っているんですよ。

表示対策課 課長補佐

購入時に消費者の方が、取り違いを起こさないように、その表示を義務づけてるものがございますので、、

香害をなくす連絡会

ですから、GHS マークをつけてくださいという要望に対して、なぜか識別の問題にすり替わってるから、そうじゃなくて、私たちは毒性を明記するように、マークをつけて欲しいってことを言ってるんですけども。

表示対策課 課長補佐

家庭用品品質表示法の趣旨、目的としましては、商品を選びやすいように表示することでございます。

香害をなくす連絡会

それじゃない理由でつけられないんですか、GHS マーク。国際的なマークですよ。

表示対策課 課長補佐

そうですね、はい。

香害をなくす連絡会

選びやすいようになっていっている中に、選ぶのにはもちろん毒性のあるものを選びたくないわけですから、その選びやすいようにという、逆に言えば、そこに入っているという趣旨解釈もできると思うんです。

大河原さん、そろそろ時間が、11 時半で。

今のところ、ちょっとなんか問題のすり替えていうか、いつも表示の問題は、なかなかこうすり替えられてばかりで残念なお答えなんですけど、ちょっとお時間もあれなんで、そしたら、大河原さん、11 時半で、本当はお出になられるってことだったんで、最後に感想と何か提言があったら、消費者庁の方にお願ひします。

大河原議員：

香害をなくす連絡会の皆さん、日消連の皆さん、そして省庁の皆さん、今日のこの意見交換会の設定ありがとうございました。今日もリアルな現場の声、被害の声を伺って、ますますこの 5 省庁で作ってきた、まだまだ満足とは言えないポスターでも、かなり啓発の効果は、皆様のご努力であったものと思います。ただ、今日も大きなテーマとなっております香りを長続きする製法、つまりはマイクロプラスチック技術を使っている、このことについての危険性というものについては、まだ多くに周知されていないのが現状です。マイクロカプセルのあの写真を、今日も見させていただいて、まさしく、すでにマイクロプラスチックによる大気汚染から、健康被害が起こっていること、花粉や黄砂の比じゃありません。PM2.5 の比じゃありません。そうしたことから、さらなるこの問題への対応を深めていかなければならないと、私も今日さらに確信をしております。何しろ、過敏症を発症された皆様には、何より確かな治療法もないわけですが、暴露を徹底的になくすということが、中でも唯一効果のあるものですから、それを避けるために表示を行う、ご要望、ご提案の中にありました、国際標準としての毒性表示、GHS の表示なども、しっかりと消費者庁が、消費者問題として、そしてこの問題を、身近に使っている家庭用品にきちんとつけることができるかどうか、国民の命を守るための決断、英断を私たちは求められているんだという風に思いました。今日も皆様の地道な活動で、さらに前に進む啓発を、私自身もいただきましたので、さらにこの問題、取り組みを進め、より多くの方々の認識の中に上っているのが、手応えとしても感じま

す。国会議員も、香害を取り上げる、またポスター改訂にあたっての行動を起こしてくれた人たちが増えたことは、大変心強く思っておりますので、プラスチック汚染としてのマイクロプラスチック技術、是非、さらなる啓発を、私自身も先頭に立ってやっていきたいと思っております。今日の意見交換会、省庁の皆さんもありがとうございました。そして何より実態をさらに掘んでいかなきゃならないと思っておりますので、消費者庁も、実態調査を含めて、健康被害、是非大きな視野で把握をしてもらいたいと思っております。私もそのように政府に働きかけていきます。今日はありがとうございました。

香害をなくす連絡会

ありがとうございました。最後に消費者庁の方に、今回は表示の問題、相当、複数出たんですけれども、また 5 省庁連絡会議を開いて検討いただきたい、当方からは、3 つほどその表示について、GHS マーク、それから移香マーク、それからマイクロカプセル、MC、これ農薬にはついてるんですね、実は MC って。今度、消費者庁の方、ぜひ農薬見てみてください。マイクロカプセル使ってるものには必ずついてます。ですので、この 3 つについて、私たち、その背景も説明しましたので、是非ちょっと検討していただいて、それぞれ要望の内容は違うんですけれども、検討結果を是非またこちらに知らせていただき、できれば 5 省庁の会議なども開いていただいて、この表示の問題、消費者庁ならではの問題だと思っておりますので、良い検討結果をまた知らせていただけたらありがたいと思っております。ということで、

香害をなくす連絡会

化学物質過敏症の人だけの問題ではないことを、本当に分かってもらいたくて。何度か名前が出る坂部先生の論文の中にも、7 割が香りで発症していることも入ってるんです。だから、逆なんです。化学物質過敏症の人が困っているんじゃなくて、日用品による空気公害によって、過敏症患者が増えているという風に認識を改めていただきたいと。予防するために識別する表示が必要なんだという風に思っていたきたいと思います。

香害をなくす連絡会

最後に、今の、私がお願いした宿題含めて、お 1 人ずつ、さっきの順番で、一言ずつお願いします。

消費者安全課 課長補佐

本日はお時間取っていただいて、また当事者の方から貴重なお話をありがとうございました。我々からの答えは、なかなかこう全てご満足いただけるものではないということとはよく理解しているんですけれども、関係省庁とも連携して、最新の科学的知見を

共有しながら、できることとして、ポスター今作ってますけども、そういう周知も続けていく、周囲の方に理解を求めた際に、まずこういう問題があるということをご存知ないと、なかなか理解されないというところは、大変大きな問題だと思いますので、そういう周知啓発を通して、こういう問題があるということをご存知いただくということが、消費者庁としてまずできることとして、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

香害をなくす連絡会

表示の私がお願いした3つについていかがですか。

表示対策課 課長補佐

本日は、本当に生の声を聞かせていただきありがとうございました。最後の表示の問題いただきましたけれども、今日お話しいただいたことを踏まえて、表示対策課内、庁内にも共有していきたいと思っております。

香害をなくす連絡会

3つ、1つずつについて検討していただけますか。

表示対策課 課長補佐

今日お話ししたことは、庁内に持ち帰って共有していきたいと思っております。

香害をなくす連絡会

じゃあ、そうですね、1ヶ月ぐらい後にまたもう一度同じ質問させていただきますので、それまでに1つずつの検討をよろしく願います。

表示対策課 課長補佐

現段階で今、お約束はできないんですけども、今日お話しいただいたことは、庁内検討、持ち帰って共有していきたいと思っております。

消費者安全課 政策企画専門職

今日はどうもありがとうございました。今回初めて参加させていただいたんですけど、やはり、お困りの方がいらっしゃることは改めて認識したところでございますし、この問題、今日お話を伺いまして、やはり消費者庁だけでは、取り組めない部分もあるのかなということを感じましたので、引き続き5省庁を連携して、最新の情報も共有しながら、この問題に対応していきたいと思っております。今日はありがとうございました。

香害をなくす連絡会

ありがとうございます。消費者庁は、他の省庁に、色々働きかけて、何かやらせるという権限のある省庁だと受けたまわっておりますので、この間、5省庁連絡会議とか、ポスター作成なども、率先してやっていただいたと思うので、何か待ちの姿勢で、厚労省から、なんか研究結果が出るというところではなくて、こちらから働きかけて私たちの要望を、是非実現するようにお願いしたいと思います。

終わりに向かっていきたいと思いますが、他の方よろしいでしょうか。なかなか前進が難しいところで、消費者庁の方々も、努力はされてると思うんですけども、なんとか年に1回っていう形で、この7年間、8年間やってきましたが、できるだけ、もう10年と待たずに、何かもっと根本的な、私たちとしては、製品の規制を求めて、また予防原則っていう立場に立って、消費者庁さん動いてくださることを、切に願っておりますので、是非、本当によろしくお願いしたいなと思います。

超過して大変申し訳ありませんでした。ではこちらで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。